

タバコ規制条約(WHOタバコ規制枠組条約:FCTC) COP8(第8回締約国会議)報告

作田 学

一般社団法人 日本禁煙学会 理事長

COP8はスイス・ジュネーブで2018年10月1日から6日まで行われた。現在条約加盟国は181か国であるが、148か国から1,200名が集まり、COP(締約国会議)が始まって以来の最大の会議の一つになった。

会場はジュネーブ国際会議場であったが、ここから坂を10分ほど降りるとレマン湖のほとりに出、さらに右に折れて5分ほど歩くと有名な噴水に至る。逆に坂を7~8分登ると私たちFCA(FCTC同盟=世界500団体)の泊まっているホテルがあるといった位置関係で、宮崎恭一先生と二人で出席した。

9月30日にFCAのpre-COP policy briefingがあった。午前8時から始まり、午後6時までGlobal strategy(戦略的枠組)、加熱式タバコ、その他人権、密輸議定書などを中心に話し合った。この会で皆さんに日本・東京の受動喫煙防止法・条例を説明したが、無いよりはまし(something is better than nothing)という感想だった。それはそうだ、ほとんどの国には既に厳格な受動喫煙防止法があるのだから。

FCTC当局が発表したCOP各条項の達成率2016/2018年は次のようであった。

8条86/88%、11条64/77%、12条59/71%、16条59/70%、5条57/66%、6条56/64%、13条57/61%、15条50/61%、10条48/57%、14条42/51%、20条41/51%、9条40/48%、18条35/35%、19条24/28%、17条15/13%

これらのうち、日本が曲がりなりに達成したのは14条(依存症の治療)だけである。実行するまでの時間を縛られている8条(受動喫煙の防止)を施行できないでいる国の違反場所は、個人の自動車内116か国、ナイトクラブ50か国、パブ・バー41か国などだった。また、これも時間に縛られている11条(タバコの包装とラベル)については、50%以上の健康警告75か国、図による健康警告65か国などだった。もちろん、このいずれにも日本が入っていることは言うまでもない。

さて、第1日(10月1日)にベラ事務局長から、こ

の会にメディアとしてタバコ産業側の人間が入っているという発言があり、その結果、会が終わるまで情報を外部に漏らさないことが提案され、承認された。このためtc MLで一般に発信することはできなくなった。このとき私は知らなかったのだが、タバコ産業側の人間が二人メディアとして入っていたようで、メディアとしてのバッジを剥奪されたそうである。地球温暖化条約に比べてタバコ条約は閉鎖的であるというメディア側の指摘も多いが、これでは仕方がないだろう。結局、この条約には敵がいて、常に注意を払わねばならないのだ。IGO(Inter Governmental Organization=Inter Pol(国際刑事警察機構)、WTO(国際貿易機関)など)として、タバコ産業と関係のある団体にobserver statusを与えていることも5条3項(タバコ対策をタバコ産業の干渉から守り発展させる)の問題があるだろう。

COP7では8条(受動喫煙防止)の審議の際にはタバコ産業がPublic(一般市民)のステータスで座っていることがあり、JTI(日本たばこ産業の子会社であるJTインターナショナル)はCOPは透明ではないと訴えていたが、やむを得ないと思う。さらにCOP7以後はrule of the procedureあるいはその理念に則って各国はその国民に広く報道するべきなのに、日本も含めてやっていない国があることは問題である。日本の代表団は外務省がジュネーブ国際機関日本政府代表部政務・社会部長の中込正志公使、在ジュネーブ国際機関日本政府代表の赤羽根直樹一等書記官、外務省国際協力局国際保健政策室の吉野康恵外務事務官など、財務省が理財局総務課たばこ塩事業室長の小坂田章志さん他2名、厚労省が健康局健康課たばこ対策専門官の平野公康さん一人であった。

12時50分からCOP8の一つの山であるGlobal Strategy(戦略的枠組)についての議論が始まった。これに対して日本は中込公使が、目的、金の使い方が明確ではない。報告方法ができていない。メリットは何かと散々食い下がった。午後のセッションで

は事務局から「各国の義務ではない、ガイドラインはいずれ出版される」などの報告があり、これに対して、日本は中込公使が各国を縛るものではない、義務ではない、ボランティア、などとわかりきったことを繰り返し確認していた。

戦略的枠組は、FCTCを2019年から活性化していくにはどういう手段がとられなければならないかを定めるものだが、その内容はWHO FCTCのCOP8 Main DocumentのCOP8/11のANNEX 1に書いてあるとおりである。

中期的な戦略的枠組については、私が禁煙会誌13巻2号に書いたとおり、各国を縛るものかということについては、すでにFCTCでは約80の施行プランが各国に必要なものとして課せられているので、そのためではない。FCTCは最初の10年間で重要な影響を与えたが、各国で施行のギャップが残っており、タバコによる死亡は世界中で依然として多数起きている。

- 1) 施行の努力をFCTC事務局、COP(締約国会議)、各国、市民団体で調和させることができる。
- 2) FCTCの影響をもっと広くするために国連の既存組織など外部との協働を作り上げることができる。
- 3) 各国の予算プロセスを通じて各国に資金を拠出させることができる。
- 4) これらの活動を通じてFCTCをさらに効果的にすることができる。

ので、これが必要なのはむしろ日本などタバコ条約を完全には施行できないでいる国なのである。

結局、反対する日本など2~3の国を除いて行うことに決まった。

夜のセッションでは各国のレポートが行われた。私がビックリしたことにブラジルは10.5%の喫煙率を達成したということだった。このままいくと、10%を切るのもいよいよ現実問題になっている。オーストラリアはプレーン・パッケージ、中国は1箱0.5ドルから2ドルに上げたこと、禁煙クリニックを開始したことをあげていた。香港・マカオについても得意そうに話していた。

次の山の加熱式タバコについては、議論がヒートアップし、4日の夜11時まで延長して議案を練ることになった。ここでは、ロシアの代表団が中心になり、文言の強化、タバコ産業側が主張していたハーム・リダクション論を徹底的に削除することになった。そもそもニコチンが同等量入っているだけでも十分に危険であり、プロピレングリコールなどを飲むのならともかく、加熱するとさまざまな危険・毒

性物質が生じる。血管内皮細胞に及ぼす危険性や青酸が発生するなどの事実が明らかにされていることを考えてもむしろ当然な議論の帰結であった。この結果を受け、Committee Aではどこからも反対意見が出ず、そのまま総会でも決議がなされた。

この加熱式タバコについては、各国の保健省や保健に携わる方々の悩みの種であったが、これですっきりとした。この結果、各国は次の事項の優先順位を付け、これに当たることになった。

- a) 新型タバコを新たに始めることを防ぐ。
- b) WHO FCTC第8条に沿って人々がこれらの新型タバコから受動喫煙を浴びないように、受動喫煙防止法を適用する。
- c) 新型タバコによる健康被害を防ぐ。
- d) WHO FCTC第13条に従い、新型タバコの広告、販売促進、あるいはスポンサーをしない。
- e) WHO FCTC第9、10条に沿い新型タバコの中味を明らかにさせ、規制する。
- f) WHO FCTC第5条3項に沿いタバコ産業の利益からタバコ規制の政策と活動を守る。
- g) 新型タバコの製造、輸入、拡販、提示、販売あるいは使用を制限あるいは禁止し、人々の健康を守る。

の7項目である。

これらのうち、日本政府にできることは、まずは受動喫煙防止法に則り、タバコと同様に規制することであり、私たちはさっそく厚生労働大臣に要請することとした。

後からわかったことだったが、タバコ産業(PMI、BAT、JTI)は初日から大噴水とアルプスを遠望する高級レストラン、ラ・ポティニエルを借り切り、招待イベントを持っていたのだった。幸いにも、これには日本の代表団は出席しなかったようである。

このCOP8の結論を受け、それまでもe-cigaretteを禁止していた香港は、さっそく加熱式タバコを禁止にした。これはいずれ同じようにe-cigaretteを禁止しているタイ、マレーシア、インドなどに拡がるだろう。なにせFCTC、WHOのお墨付きが得られたので、裁判のリスクは無くなったのである。

加熱式タバコについての決議案の訳

<http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/essay/COP8WA.pdf>

ニューヨークタイムズ紙の報道

<http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/information/NYTHTP.pdf>